

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（上水道及び工業用水道科目） <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上水道及び工業水道部門 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（令和4年3月版）一部適用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打ち合わせ回数は 1回 <input type="checkbox"/> 中間打ち合わせについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 0回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 <input type="checkbox"/>

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市水道事業
令和6年4月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 （追加特記仕様書のとおり） <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、設計業務等変更ガイドライン（三重県県土整備部令和4年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督職員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 不当要求等を受けた場合の措置について 三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から北勢水道事務所副所長兼総務管理部長（不当要求等防止責任者）に報告様式〔三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、北勢水道事務所副所長兼総務管理部長（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務期間中の関係機関との協議については協力を行うこと。 <input type="checkbox"/>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市水道事業
令和6年4月